

医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱

厚生労働省発医政第0521001号
平成21年5月21日

厚生労働省発医政0422第7号
平成22年4月22日

厚生労働省発医政0426第6号
平成23年4月26日

厚生労働省発医政0510第6号
平成24年5月10日

厚生労働省発医政0520第2号
平成25年5月20日

厚生労働省発医政0603第5号
平成26年6月3日

厚生労働省発医政0622第7号
平成27年6月22日

厚生労働省発医政1201第1号
平成27年12月1日

厚生労働省発医政0511第10号
平成28年5月11日

厚生労働省発医政0714第2号
平成29年7月14日

厚生労働省発医政0831第9号
平成30年8月31日

厚生労働省発医政0924第2号
令和元年9月24日

厚生労働省発医政1224第19号
令和2年12月24日

医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱

(通 則)

- 1 医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省
労働省</sup>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 これらの補助金は、保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）の確保、資質の向上、離職の防止及び就業の促進、並びに医師、歯科医師及び薬剤師等の資質の向上を図るほか、地域における医師不足、医師偏在対策を是正し、もって地域において安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりの推進を目的とする。

(交付の対象)

- 3 これらの補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 医療関係者研修費等補助金

ア 看護教員教務主任養成講習会事業（医療従事者資質向上対策費）

「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき厚生労働大臣が認める者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く）が行う事業

イ プログラム責任者養成講習会事業（医療従事者資質向上対策費）

平成16年10月18日医政発第1018006号厚生労働省医政局長通知「プログラム責任者養成講習会の実施について」の別紙「プログラム責任者養成講習会実施要綱」に基づき臨床研修協議会が行う事業

ウ 歯科医師臨床研修指導医講習会事業（医療従事者資質向上対策費）

(ア) プログラム責任者講習会

平成24年4月5日医政発0405第11号厚生労働省医政局長通知「歯科医師臨床研修指導医講習会（プログラム責任者講習会）の実施について」の別紙「歯科医師臨床研修指導医講習会（プログラム責任者講習会）実施要綱」に基づき別に定める公募要領により採択された団体が行う事業

(イ) 臨床研修活性化推進特別事業

平成29年6月28日医政発0628第2号厚生労働省医政局長通知「臨床研修活性化推進特別事業の実施について」の別紙「臨床研修活性化推進特別事業実施要綱」に基づき歯科医師臨床研修施設が行う事業

エ 医療関係職種実習施設指導者等養成講習会事業（医療従事者資質向上対策費）

平成24年4月5日医政発0405第10号厚生労働省医政局長通知「医療関係職種実習施設指導者等養成講習会の実施について」の別紙「医療関係職種実習施設指導者等養成講習会実施要綱」に基づき別に定める公募要領により採択された団体が行う事業

オ 薬剤師生涯教育推進事業（医薬品適正使用推進費）
平成22年4月22日薬食発0422第12号厚生労働省医薬食品局長通知「薬剤師生涯教育推進事業実施要綱」に基づき別に定める公募要領により採択された法人が行う事業

カ 一般用医薬品適正使用推進のための研修事業（医薬品適正使用推進費）
令和元年6月27日薬生発0627第5号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「一般用医薬品適正使用推進のための研修事業実施要綱」に基づき別に定める公募要領により採択された法人が行う事業

キ 遠隔医療従事者研修事業（医療従事者資質向上対策費）
平成26年6月13日医政発0613第1号厚生労働省医政局長通知「遠隔医療従事者研修事業実施要綱について」の別添「遠隔医療従事者研修事業実施要綱」に基づき別に定める公募要領により採択された団体が行う事業

ク 災害医療コーディネーター研修事業（医療従事者資質向上対策費）
平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」の別添「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき独立行政法人国立病院機構及び都道府県が行う次の事業

（ア）都道府県災害医療コーディネーター研修事業

（イ）地域災害医療コーディネーター研修事業

ケ 災害医療チーム等養成支援事業（医療従事者資質向上対策費）
平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」に基づき別に定める公募要領により採択された団体が行う次の事業

（ア）災害医療チーム養成支援事業

（イ）災害歯科保健医療チーム養成支援事業

コ 外傷外科医養成研修事業（医療従事者資質向上対策費）
昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」に基づき別に定める公募要領により採択された団体が行う事業

（2）臨床研修費等補助金

臨床研修事業等（医療提供体制確保対策費）

ア 医師

平成16年10月7日医政発第1007014号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修費補助事業の実施について」の別添「医師臨床研修費補助事業実施要綱」に基づき大学附属病院及び厚生労働大臣の指定した病院の開設者等が行う医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に定める臨床研修の事業（研修プログラムに基づき行う事業）及び地域協議会の事業

イ 歯科医師

（ア）平成18年7月3日医政発第0703012号厚生労働省医政局長通知「歯科医師臨床研修費補助事業の実施について」の別紙「歯科医師臨床研修費補助事業実施要綱」に基づき公私立大学歯学部若しくは医学部附属病院（歯科医業を行わないものを除く。）及び厚生労働大臣の指定した公私立病院若しくは診療所の開設者が行う歯科医師法（昭和23年法律第202号）第16条の2第1項に定める歯科医師臨床研修の事業（研修プログラムに基づき行う事業）及び指導歯科医資質向上推進事業

（イ）「歯科医師臨床研修費補助事業実施要綱」に基づき歯科大学若しくは歯学部附属する病院若しくは診療所の開設者が行う在宅歯科医療等

研修推進事業

(交付額の算定方法)

4 これらの補助金の交付額は、次の(1)のア～コにより算出された額の合計額及び次の(2)により算出された額の合計額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 医療関係者研修費等補助金

ア 看護教員教務主任養成講習会事業

(ア) 別表1の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

イ プログラム責任者養成講習会事業

(ア) 別表2の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

ウ 歯科医師臨床研修指導医講習会事業

(ア) 別表3の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

エ 医療関係職種実習施設指導者等養成講習会事業

(ア) 別表4の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

オ 薬剤師生涯教育推進事業

(ア) 別表5の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

カ 一般用医薬品適正使用推進のための研修事業

(ア) 別表6の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

キ 遠隔医療従事者研修事業

(ア) 別表7の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

ク 災害医療コーディネーター研修事業

(ア) 別表8の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入

額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

ケ 災害医療チーム等養成支援事業

(ア) 別表 9 の第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に 2 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。

コ 外傷外科医養成研修事業

(ア) 別表 10 の第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

(2) 臨床研修費等補助金

臨床研修事業等

ア 別表 11 の第 2 欄に定める種目ごとに第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して、少ない方の額を選定する。

ただし、国立大学病院にあっては、I 医師のうち、指導医経費及び剖検経費（両経費とも研修医が国立大学病院以外の病院（国（国立高度専門医療研究センターを含む。）が開設する病院を除く。）で研修を行う場合に限る。）、地元研修医採用・育成経費、へき地診療所等研修支援経費、産婦人科宿日直研修事業経費及び小児科宿日直研修事業経費に限り、II 歯科医師のうち、指導経費及び研修歯科医物件費（両経費とも研修歯科医が国立大学病院以外の病院（国（国立高度専門医療研究センターを含む。）が開設する病院を除く。）又は診療所で研修を行う場合に限る。）、在宅歯科医療等研修推進経費（歯学を履修する課程を置く大学に附属する病院若しくは診療所に限る。）に限り算定できるものとする。

イ アにより種目ごとに選定された額の合計と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して、少ない方の額を交付額とする。

(交付の条件)

5 これらの補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更（それぞれの種目の配分額のいずれか低い額の 10% 以内の変更を除く。）には、6 に定める申請手続による当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長又は厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣等」という。）の承認を受けなければならない。ただし、区分補助金間相互の経費の配分の変更は認めないものとする。

(2) 事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）には、厚生労働大臣等の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣等の承認を受けなければならない。

(4) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣等に報告して、その指示を受けなければならない。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定に

より厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣等の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (6) 厚生労働大臣等の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

(補助事業者が地方公共団体の場合)

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(補助事業者が地方公共団体以外の場合)

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第3号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣等に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

- (10) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (11) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (12) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には（1）から

(10) までに掲げる条件を付さなければならない。この場合において(1)から(4)まで、(6)及び(9)中「厚生労働大臣等」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と(5)中「厚生労働大臣等の承認」とあるのは、「都道府県知事の承認」と、(10)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

- (13) (12)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣等の承認又は指示を受けなければならない。
- (14) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合並びに間接補助金に係る仕入控除税額が確定したことによる当該仕入控除税額の返還があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請の手續)

6 これらの補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県以外が行う3の(2)のアの事業

(ア) 補助事業者は、第2号様式による申請書に關係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)の申請書を受理したときは、別途定める期日までに地方厚生局長に提出するものとする。

(2) 都道府県が行う3の(2)のアの事業

補助事業者は、第2号様式による申請書に關係書類を添えて、別途定める期日までに地方厚生局長に提出するものとする。

(3) 都道府県以外が行う3の(2)のイの事業

(ア) 補助事業者は、第2号様式による申請書に關係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)の申請書を受理したときは、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(4) 3の(1)及び都道府県が行う(2)のイの事業

補助事業者は、第2号様式による申請書に關係書類を添えて、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手續)

7 これらの補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には6に定める申請手續に従い毎年度1月20日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

8 これらの補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、6の(1)の(ア)、(3)の(ア)若しくは7による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣等に提出するものとする。

(2) 厚生労働大臣等は、6の(1)の(イ)、(2)、(3)の(イ)、(4)若しくは7による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(状況報告)

- 9 補助事業者は、事業の遂行及び支出状況について厚生労働大臣等の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

(補助金の概算払)

- 10 厚生労働大臣等は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 11 これらの補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県以外が行う3の(2)のアの事業

(ア) 補助事業者は、第4号様式による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)の報告書を受領したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、第4号様式により関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生局長に提出するものとする。

(2) 都道府県が行う3の(2)のアの事業

補助事業者は、第4号様式による報告書に関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生局長に提出するものとする。

(3) 都道府県以外が行う3の(2)のイの事業

(ア) 補助事業者は、第4号様式による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)の報告書を受領したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、第4号様式により関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(4) 3の(1)及び都道府県が行う(2)のイの事業

補助事業者は、第4号様式による報告書に関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

- 12 厚生労働大臣等は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 13 特別の事情により、4、6、7及び11に定める算定方法、手続きによること
ができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣等の承認を受けてその定めるところ
によるものとする。